

豊島区住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書（修正案）に係るパブリックコメント実施結果について

1. 意見募集の概要

- (1) 意見提出期間：令和6年11月21日（木）～令和6年12月20日（金）
- (2) 周知方法：区報「広報としま11月21日号」及び区ホームページ掲載
- (3) 閲覧場所：区ホームページの他、総合窓口課、行政情報コーナー、区民事務所（東部・西部）、図書館
- (4) 受付方法：郵送1件
- (5) 意見件数：2件

2. 意見募集の結果

番号	ご意見の概要	区の考え方
1	池袋パスポートセンターの個人情報不正持ち出しの例があるため、重要情報を取り扱う区職員・システム会社担当者の身元チェックを行う。とくにシステム会社にはセキュリティクリアランスを取得させる。自治体は安易に国に従うだけでなく、特に情報管理に関しては積極的に対策をとっていくべきだ。	ご意見として伺います。 住民基本台帳システムを取り扱うシステム会社についてはプライバシーマークの取得を必須としており、個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置について確認しております。 また、不適切な方法で特定個人情報の入手が行われるリスクに備えて、届出・申請等において使用する端末のアクセスログを記録・監視し、不正行為の早期発見に努めております。 特定個人情報保護評価書に記載するセキュリティ対策は毎年見直しを行い、より厳格な取扱いを徹底してまいります。
2	個人情報は分散させてハッキング等のリスク軽減をはかるのがよいと思います。	ご意見として伺います。 端末ごとの二要素認証、またシステムの利用についてアクセス権を設定することで、権限のないものによる不正利用を防止しております。 ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達しており、脅威検出やDDos対策といったセキュリティ対策を実施しております。また、特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成されております。